

多治見市告示第252号

是正請求事案(公文書部分公開決定(平成25年5月7日 多区整第56号)に対する異議申立て事案)答申の公表について

多治見市是正請求手続条例(平成21年条例第42号)第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則(平成22年規則第28号)第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成25年10月22日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

公文書部分公開決定(平成25年5月7日 多区整第56号)に対する異議申立て(区画整理課)

2 答 申 日 平成25年10月15日

3 審査会の結論

平成25年5月7日付け多区整第56号にて通知した公文書部分公開決定において、行為庁(区画整理課)は「平成24年1月以降に多治見駅北土地区画整理事業施行地区内特定市有地の売払いを中止した経緯とその決定がわかる資料」を不存在として決定したが、関連する文書として「平成23年度 第21回政策会議・調整会議」(以下「庁議資料」)が存在するので、文書不存在とした部分公開決定の一部を取消し、庁議資料を公開すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

従前、積極的に進められてきた特定市有地(多治見駅北土地区画整理事業施行地区内の市有地のうち、公益的施設の用に供する土地以外の土地をいう。)の売却を凍結するのであれば、その目的を付した文書や会議資料が存在するはずであり、また、上司が部下に指示をした文書が存在するはずである。よって、文書不存在としたのは誤りであるため、公開するよう申立てる。

5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

特定市有地の2街区1画地及び18街区2画地の売払いについて、平成

24年1月19日、市長、副市長、教育長、企画部長及び総務部長が協議を行い、その場において、今後駅北公共公益施設を建設するに当たり、周辺市有地を駐車場として活用することが必要となるため、まとまった市有地については、今後売払いを差し控えるよう、市長から口頭で指示があった。この協議では、議事録その他の記録は作成されていない。

協議の場には、説明員として区画整理課長が出席しており、当該市長指示を口頭で部下に伝えた。このため、指示の内容は文書として残っていない。

上記のような市長指示があったものの、特定市有地の2街区1画地及び18街区2画地については、既に購入希望者との話し合いが進められていたため、行為庁は、多治見市庁議要綱(平成8年訓令乙第10号。以下「要綱」という。)第4条第1項に規定する調整会議及び要綱第3条第1項に規定する政策会議に、当該特定市有地の売払いについて付議することとした。

平成24年2月9日開催の調整会議においては、「第18街区2画地の土地利用については、市の考えを説明した上で売払い希望者の利用計画を十分に確認しておくことが必要である」という意見が付された。また、平成24年2月13日開催の政策会議においては、「市有地全般のことであるが、地価が下がっているので売払いについては慎重に判断すること」という意見が付され、売払いについて慎重に対応する旨の意見が付された。

政策会議は、要綱第3条第1項において「庁議における最終決定機関」とされているため、当該政策会議において確認された特定市有地の売払いの方針変更は、市長の口頭指示とは異なるが、結果として市としての方針変更を確認したものであり、庁議資料は、特定市有地の売払いの方針変更に関する文書と言える。

以上のことから、本審査会は、特定市有地の売払いの方針変更に関する文書が存在するため、文書不存在とした部分公開決定の一部を取消し、庁議資料を公開すべきものと判断した。

6 意見

本審査会では、以下のとおり意見を述べるものである。

政策の決定や変更については、その過程や結果に係る文書を一定期間保存しておくべきであり、政策会議及び調整会議に係る文書その他、そこに至る過程について、例えば、協議した内容の項目を記した文書を5年間程度保存することが望ましいと考える。